

わが国の土地制度からみた土木史

京都大学工学部 正会員 長尾義三
 京都大学工学部 学生員 沼上修己

1. まえがき

歴史始まって以来、わが国の土木事業はその多くが農業経済保持のために行なわれた。また、さまざまな土地制度も農地確保がそのおもな目的といつてよいであろう。このようにみると土地制度と土木は影響しあいながら面立していかなるをえない関係にあるに違いない。本研究では両者の接点を史学的観点とらえて分析し、現在と比較し、将来の土地制度と土木のあり方について考察した。

2. 各期の土地制度からみた土木

本研究では原始時代より第二次世界大戦までを7期に分類して、その時代の両者の特徴を考えた。

原始時代に萌芽した土地意識が占有感、私有感につながるのには、さほど時間を要しなかった。すなわち、土地に定着することによって、農業が可能であるからと、人間はその土地にどこまでもぎりの治水を行ない、米を産出し、その土地を他人、他部落より守るための方法として縄張りをし、所有権を確保した。

これが大和朝廷、律令時代になると、土地支配組織の確立をみて、また土地制度も法制化されるようになり、土木事業も国家の立場から行なわれるようになった。この時代の最大の特徴は、わずか100年ほどの期間ではあるが、わが国で最初と最後の公地制がしかれたことである。しかし、この公地制も天皇・有力貴族のための実質上の私有地は厳然として残存し、かつ、民に支給された口分田にも格差があり、しだいに荒廃していく結果となり、自然解消する形で、また土地私有制が始まった。だが、公地制の施行は、それに伴ってしかれた条里制実施のための測量技術の進歩をもたらし、かつ、いくたびにもわたる遷都を円滑に行なわせた。

権門勢家による大土地私有、すなわち荘園は、その旺盛な伸張力により、東北地方までにも達した。これは律令時代すでに建設されていた国府を基盤としてこの地方の発展を促し、貢道としての道路建設、駅制の整備が行なわれた。しかし、この地方への富の分散は、本州のすべてを日本国土として同一化した、荘園領主の納税否定とあいまって、地方権力の誕生をもたらしした。

この荘園制は後の武家政権の社会になっても残存し、守護・地頭の侵略を受けながら、太閤檢地施行まで荒廃していくのである。

最初の武家政権、平氏はその基盤を農業から商業に移行させようと、また源氏は未開発であった東国を開発しようと、築港、河川修築、交通路整備へと情熱を注いでいくのである。

室町幕府という不安定政権は新たな土地制度を施行する余裕もなく、しだいに増大していく地方戦国大名に、地方自治を奪われていった。事実、有力な戦国大名は農地保護のた

めにさまざまな土木事業、特に治水を行ない、領民の尊敬を集めた。豊臣秀吉はそれを一歩進め、検地による農業生産の増大、生産高予測を策した。これは後の徳川政権に引き継がれた。

徳川時代になると、農民の身分固定化、そして土地の所有権(租税義務)の明確化を図った。すなわち農民に土地所有権と租税義務を課し、大名に租税徴収権を与えたのであった。これは、各藩の自主経済を促進させ、新田開発、治水を積極的に行なわせる要因になった。また、それと得た財を、大規模な公共土木の施工に利用した。また、土地開発が飽和状態になると生産物運搬のコスト低下を考え、内陸水運、沿海水運にその能力を傾けるのであった。

明治政府は、国民の公共優先の考えを大いに活用して、列強に肩を並べるために、殖産興業に全力を費した。鉄道建設、築港などの土木工事は外国人の力を借りながらも大規模に行なっていた。土地は荒廃こそしたが、寄生地主の成長による農民層の分解、そして小作争議と問題はだんだん多く複雑化していった。

3. 現在の土地制と土木

それまでの土地制が一挙に新しい展開を示した。すなわち、終戦、そして農地解放である。それまでの地主的土地所有制が解体し、農地は細分化され、自作農の比率が大きくなった。しかし、この政策も現在にいたると、地目の定地への変更、経済基盤の工業への移行などに伴い、専業農業の困難さが問題化してくるようになった。また農地だけにとどまらず国土全般が細分化所有され、総合開発も大型プロジェクトもその遂行がだんだん難しくなっている。

4. 将来の土地制と土木に関する考察

歴史から学べたことは、土地に対しての強い私有意識、土地は権力につながる財であるという考えの時代には公共土木事業も、そして政治も沈滞していたことである。

諸外国を見てもみると完全私有の国ども、国有の国ども公共土木事業に対する考えは公優先であり、土地問題がわが国ほど多様化、複雑化していない。

わが国のこれからの土木事業は、ますます生活権(環境権)の制約を受けなければならないだろうが、その前に土地の所有システムの改善が望まれる。限られた国土に無数の私有地が存在し、その所有者に多大な力が与えられて、土地が投機の対象にまでなっている。現在、そろそろ公有の面が出てきても良い時期であると考察する。全面的な公有の実施はわが国では現在では不可能であろうが、それに近づく方法は、たとえば目的外使用地の固定資産税引き上げなどいろいろある。また、諸外国に学ぶべきシステムも多くある。土木技術が「自然の力と偉大な源泉を人類の有用と便利さのために振り向ける技術」ならば、公共土木事業は人類の最も必要とするものの一つであり、その障害になる土地問題を克服すること、わが国の土木は有意義な方向づけがなされるであろう。

参考文献

1) 明治以前日本土木史：土木学会：昭和11年

2) 体系日本史叢書6 土地制度史：竹内理三編：山川出版社：昭和48年